

平成23年第20回教育委員会定例会

開会年月日 平成23年10月24日(月)
場 所 光が丘第四中学校

出席者 教育委員会 委員長 内藤幸子
同 委員 天沼英雄
同 委員 安藤睦美
同 委員 外松和子
同 教育長 河口浩

議 題

1 陳情

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第3号 大震災に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (4) 平成23年陳情第18号 練馬区立幼稚園適正配置実施計画についての陳情書〔継続審議〕
- (5) 平成23年陳情第19号 都市計画道路に伴い大泉第二中学校が直面している問題に関する陳情書
- (6) 平成23年陳情第20号 子供達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書

2 協議

- (1) 区立幼稚園の適正配置について〔継続審議〕
- (2) 練馬区教育振興基本計画の策定について〔継続審議〕
- (3) 組織改正について〔継続審議〕
- (4) 平成23年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕

3 報告

- (1) 教育長報告
平成22年度決算特別委員会における質問事項について
その他
練馬区教育委員会後援名義等使用承認事業について
その他

4 視察

- (1) 光が丘第四中学校における授業

開 会 午前 10時00分
閉 会 午後 12時35分

会議に出席した者の職・氏名

学校教育部長	阿形 繁穂
生涯学習部長	中村 哲明
学校教育部庶務課長	岩田 高幸
同 新しい学校づくり担当課長	小暮 文夫
同 学務課長	古橋 千重子
同 施設給食課長	山根 由美子
同 教育指導課長	吉村 潔
同 総合教育センター所長	杉本 圭司
生涯学習部生涯学習課長	小金井 靖
同 スポーツ振興課長	齋藤 新一
同 光が丘図書館長	内野 ひろみ
児童青少年部子育て支援課長事務取扱	
児童青少年部参事	木村 勝巳

傍聴者 8名

委員長

ただいまから、平成23年第20回教育委員会定例会を開催する。

本日は、光が丘第四中学校の会議室をお借りして、出前教育委員会の形で行う。学校の皆様には、ご協力いただき感謝する。

なお、本日は、案件の最後に授業の視察と、午後1時30分から、体育館において生徒の皆さんとの意見交換会を予定している。日程の進行については、各委員のご協力をお願いする。

本日は、傍聴の方が6人おいでになっていらっしゃる。よろしく願います。

では、案件に沿って進めさせていただきます。

本日の案件は、陳情6件、協議4件、教育長報告2件、視察1件である。

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について
〔継続審議〕

委員長

初めに、陳情案件、平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について。

この陳情については、今後の外環道整備に関する事業の進捗状況などを見守りながら審査を進めることにしている。したがって、本日は継続としたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

委員長

では、平成19年陳情第4号は「継続」とする。

(2) 平成23年陳情第3号 大震災に関する陳情書〔継続審議〕

(3) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕

委員長

次の陳情案件である。平成23年陳情第3号 大震災に関する陳情書。また、その次の陳情案件、平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書。

この2件の陳情案件については、大震災を契機とした災害対策について、練馬区全体として対応中と聞いている。したがって、本日は継続としたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

委員長

では、平成23年陳情第3号、第4号は、いずれも「継続」とする。

(4) 平成23年陳情第18号 練馬区立幼稚園適正配置実施計画についての陳情書〔継続審議〕

委員長

次の陳情案件である。平成23年陳情第18号 練馬区立幼稚園適正配置実施計画についての陳情書。

この陳情案件については、協議の1番に関連するものなので、あわせて行う。事務局より資料が提出されているので、説明をお願いします。

学務課長

資料に基づき説明

委員長

では、ただいまの資料に基づくご説明について、ご意見やご質問があったらお願いしたいと思う。

外松委員

今説明いただいたように、来年度に関しては、10名未満という状態がなくなったので、その辺のことが解消されたということがまずはよかったと思う。

ただし、その後のことになるが、この子たちが年長児になったときは、単学年という事態が生じるので、年長児にふさわしい、年長児としての自覚が芽生えるように、年少のお子さんとかかわりを教育活動の中で多く持って、年長児としての成長、そういうものが確実に培われるように、交流の場をしっかりと確保していただけるよう、そういうご配慮があればいいなということで、またここで改めてその辺をお願いしておきたいと思う。

天沼委員

先ほどの資料に関してだが、10名を超えて、事前に出された、未満の場合は云々ということがクリアされたかと思うが、今のところ受付ということで、入園許可通知書は、実施計画から言うと、11月7日に配付されるということだが、当面、これらの皆様は入園可能というふうになるのか。

学務課長

申し込み受付後、各園で一度面接を行っている。その上で、実は本日の午後、再面接ということで、何名かのお子様をむらさき幼稚園のほうで再度面接を行う。その上で、健康診断を済ませて、11月7日には決定通知をお出しするということである。

当然、幼稚園は集団生活の場なので、面接等ではそういった視点で、この後の幼稚園での生活が無理なく過ごせるかどうか、お子さんの状態を見ながら配慮することによって、十分集団生活ができるということであれば、幼稚園での受け入れを進めていきたいと思う。

また、保護者の方のお考えもあると思うので、本日も再面接では、そんなふうにしつかりとお聞きして、そのお子さんに合った教育環境をどうしたらいいかということで対応していこうと考えている。

天沼委員

はい、わかった。

委員長

ほかに意見はあるか。

天沼委員

陳情者が理由に挙げられている事柄についてお聞きしたいと思う。

まず、これまで多くの方が陳情を寄せられているが、提示された廃園までの期間が非常に短くて、保護者の方々にご負担をおかけしているということで申しわけなく思っているが、まずその文面の中で、2つ、私はポイントがあったかと思う。

1つは、先ほど外松委員がおっしゃったように、教育的な問題点があるかと。つまり、最終的に単学年になってしまうということから、上下のかかわりがかなり少なくなるのではないかということが危惧されるという点が1つ。教育的な意味合いである。

それともう一つは、私立幼稚園への準備の期間が非常に差し迫っているということが

あって、そういう点での厳しさがあるのかという、教育的な面。

それともう一つは、1番の下段にある私立の幼稚園は、費用がかなりかかる。陳情者のある方に金額を書かれている方があったのだが、2名の子供だと6万弱かかるというご報告があった。区立であればそれほど負担はないのだが、そういった費用面、経済的な面での大きな負担をおかけするという点について、2点、陳情者の理由があったかと思う。

それから、続けてよろしいか。

委員長

はい。

天沼委員

2番目は、計画案を策定するに当たり、区民との意見交換をあまりなさっていないことが指摘されている。これも多くの方が、1回だけのご説明ではなかなか理解できないのだというご意見もあったかと思う。それがまた不満になられている方もあって、反対意見を述べられている方も中にはあるのではないかと思うが、この文面の中にも、民意を反映する旨のことが触れられている。区民との意見交換会が開催されていないのではということの理由が含まれているが、これはホームページか何かで公開するのではなく、そういう方々の意見をお聞きするようなことは今後予定されているかどうかを2番でお聞きしたいと思う。

続けて質問させていただく。

3番、閉園対象園の選定理由、2園同時閉園することについて説明が十分なされていないのではないかということで、選択理由について、なぜこの園なのかということで、下のほうに、光が丘地区以外からも通っていらっしゃる方が多いのではということもあるが、確かに光が丘から通っている方は、全体からすると非常にわずかで、その周辺から、わかばだと谷原だとか、あるいはこちらのほうだと田柄だとか、いろんなところから、遠くは北町のほうからという方がいらっしゃるようだが、そういった方々は、やはりこの園を選んで遠くからお通いになっているわけで、自分がこれまで通いやすかったというか、なれている園が廃園になってしまうことに対する危惧がおりかと思う。

ということで、まずこの3番目については、改めて選定理由を、もう資料等を出していただいているのだが、お聞きしたいと思う。ここもやはり同じように、最後に、1回の説明会では十分に理解できないということがあるので、ここについても、選定理由とあわせて、そういったご理解いただけるような説明会もしくは意見をお聞かせいただくような機会を今後予定されているかどうかということ、それぞれについてお聞きしたいと思う。

学務課長

天沼委員から、何点かご指摘いただいた。

まず、教育的な問題ということで、当然廃園をする幼稚園については園児募集をとめるということで、どうしても単学年になる年が出てしまう。これについては、学年での

まとめりも大変重要だが、上のお子さん、下のお子さんとのかわりの中から子供たちが成長していく部分というのは非常に重要であることは、私どもも十分認識している。

単学年になった場合に、ほかの幼稚園との交流などで、同一幼稚園の中では経験できない部分については補っていきたいと思っている。こちらのほうも今後、各幼稚園の園児数がほぼ固まったので、この人数でどういことができるか。例えば、行事を合同でやるのか、そういった遊びの中から一緒にやっていくのかということについては、今後園長の意見を聞いて、子供たちの成長に支障がないような取り組みを責任を持って考えていきたいと思っている。

次に、費用の点である。私立幼稚園にお子様を通わせることによって、当然区立幼稚園に比べると、入園金、及び月々の保育料もさらに上がるということである。そういったところを補うために、練馬区だけではなく、国・東京都とも、私立幼稚園にお子様を通わせている世帯に対しては、補助金の制度がかなり充実していると考えている。必ずしもすべてが補助金で賄えるということではないが、入園金については4万円ということで、これは平均的な私立の入園金を見ると、半分弱ぐらいはこの補助金のほうで対応できると。

あと、月々の保育料に関しては、国の就園奨励費、東京都の保護者負担軽減費、それに区のほうはかなり充実をさせて上乗せしている部分があり、私どものほうでは、統計をとったところ、平均的な世帯で補助金を差し引くと、保護者の方の負担が14万円弱ぐらいというような試算も出ている。

区立のほうは、毎月8,000円なので、月々の保育料で言うと、年間9万6,000円である。やはり私立のほうが高いということは間違いのないことであるが、それぞれ補助金の充実ということで、練馬区においては、現に3歳から5歳児の6割が私立幼稚園にお子様を通わせている状況であるので、この補助金については、これまでも充実してきたし、今後も引き続きできる限り充実をして、幼稚園に通わせている世帯の負担軽減については努力をしていきたいと考えている。

3点目の2園同時閉園ということの理由及び選定理由であるが、これについては実施計画(案)の中で述べさせていただいている。基本的に、現在の光が丘の4園の充員率が40%であるということから、4園を2園にしても、残り2園でお子様の受け入れについては可能であると教育委員会のほうでは考えている。

また、選定、どの幼稚園を残して、どの幼稚園を廃園するかについては、非常に難しい状況の中で、私どもも選ばざるを得なかったというところである。繰り返しになるが、場所のバランスや、今後教育委員会として進めていかなければいけない幼保小の連携を考えて、各施設との距離や、幼稚園を廃園した後は、当然区の貴重な財産なので、幼稚園以外のものに活用していくということになる。そういった転用を考えると、建物、土地ともに区の所有であるほうが比較的制限が少ないということがある。東京都から借りているところについては、用途が決まった段階で東京都と協議ということで、結論が出るまでに一定の時間がかかったり、結論として区の考えがそのまま認められるかどうかということも、現時点でははっきりしていない。

そういったことを総合的に判断して、今回4園を、残る園としては、さくら幼稚園とむらさき幼稚園、廃園を予定する幼稚園としては、わかば幼稚園とあかね幼稚園という

ふうに進めさせていただいたということである。

最後、4点目の説明会であるが、保護者の方たちがなかなか納得ができないという状況については、私どもも十分理解している。今後、意見交換会という形になるのか、どういう持ち方をすればいいのかということは現在考えているが、やはりお話し合いをする機会をぜひ持ちたいと考えている。

また、この間、私ども、まずは保護者の皆様に適正配置実施計画（案）についてお話しするという進め方だったが、区立幼稚園は住棟の下にある。住棟の皆さんにとっては、幼稚園だったものがなくなる、またほかのものに変わるということは非常に影響が大きいということで、現在、あくまでもまだ計画の案の段階だということはお話しした上で、それぞれ管理組合のほうにも適正配置実施計画（案）ということで区は考えていることをお伝えしている。

昨日は、わかば幼稚園がある光が丘パークタウン南通り六番街の団地管理組合の理事会があるということで、ご説明に伺わせていただいた。今後、あかね幼稚園のある六丁目のほうからは、まだ日程の調整がつかないということで、お返事がいただけていない状態だが、これについても、地域の方々に区の現在考えている計画案についてはご説明をして、ご意見のほうをいただいきたいと考えている。

いただいたご質問についてのお答えは、以上である。

天沼委員

はい、ありがとうございます。ただ、ちょっと違う視点から、この陳情者の方が、なぜ東側とあったが、あかね幼稚園とわかば幼稚園は東側にあり、さくら幼稚園、むらさき幼稚園は西側にあるということで、わかば幼稚園の南側の方からの通園が、大変距離があるということもあり、そういう保護者の方々の子供たちの送り迎えということを考えて、やはり厳しい状況が生まれるのかという気がする。

今、いろいろご検討されたということで、その検討されたところを見せていただいているのだが、確かにむらさき幼稚園とか、わかばもさくらもそうだが、さくらだったらわかばかという、要するに見方によって、例えば平均園児数、あるいは3年間の平均充員率、あるいは連携ということからして、甲乙つけがたい部分もあるなと思った。

そう考えると、提案されている存続させる園は妥当なほうに入っているのかと思うし、廃園予定のところでも、やはりわかば幼稚園は、さくら幼稚園と比較すると大体同じような条件がそろっているかと思うが。

ただ、最後のところは、権利関係の話がされているが、これが絡んでくると私などはよくわからないので、今後どういうふうにか、裁量するか、幼児教育のために施設をつくるなどするにしても、東京都が権利関係を持っているということになると、あまり自由にいじれないという部分もかかっているのかと今、ご説明の中で思って、どちらかというと、子供たちの教育的な部分ももちろんあるが、そういう行政の面での練馬区と東京都との関係もこの問題にはちょっと権利関係でかかっているのかということで、非常に難しいなと思っている。どこを残し、どこを廃園するかということで、その辺のところでも無難なところを、それも含めて選択したのかと、非常にあいまいな発言だが、考えている。

とりあえず以上である。

教育長

どの園を廃園するかというのは、前提として、4園のうち2園は廃園せざるを得ないというのがまずある。だから、ここは充員率との関係で、例えば廃園するのが1園だけでいいのであれば、これはまた別な判断があったと思う。ただ、充員率と、先ほどから申し上げているような経過の中で、やはり4園のうち2園はどうしても廃園せざるを得ないだろうというのが1つの判断として、前提としてあるわけである。

では、2園をどうするのかと。そういうときに、当然生活圏で西か東かというのと、北か南かというのはある。これはもうどの園を例えば2園選んだにしても、廃園された保護者の皆さん方からすれば、何でうちが廃園になるのかということをおもうのは当然である。

また、これをそれぞれの保護者の皆さん方に事前に、では、どこがいいだろうかという話をさせていただくということは、行政としてあまりにも無責任である。保護者の皆さん方にそういうことを判断させるというのは、それこそ保護者の皆さん方が、あっちだ、こっちだという話になってしまうということはやるべきではないというのが、私どもとしては前提としてあった。

したがって、廃園する園2園をどこにするかについては、これはもう教育委員会事務局として、行政の責任として選ばせていただいたということが経過の1つである。

その上で、どういう基準で選ぶのかということについては、実施計画(案)の中に5つ掲げさせていただいて、それらを勘案する、全体を勘案する中で選んだ結果、あかねとわかばを廃園せざるを得ないという判断に至ったということであるので、これは経過の中で、確かに廃園される当該の保護者の皆さん方からすれば、何でうちの子供が通っている園が廃園になるのだろうかとおっしゃることは、当然よくわかる。

ただ、先ほど申した前提として、4園のうち2園を廃園せざるを得ないという適正配置の考え方の前提に立てば、やはりどこかを2園減らさなくては行けない。そのときに、もちろん地理的に選ぶのではなく、5つの基準を設けて、それらを一一つチェックする中で、最終的には総合的な観点から2園を選んだと。それが今回お示しをした廃園の2園、選定する2園だということであるので、これはなかなかご理解いただけない部分もあるかもしれないが、これはあくまでも行政の責任として選ばせていただいたということで、経過についてはそういうこととお話をさせていただきたいと思う。

委員長

ほかにいかがか。

安藤委員

感想みたいになってしまうかもしれないが、私も3人の子供がいて、区立の幼稚園ではなく、私立の幼稚園に通わせたが、やはり自分で探しに行って、いろいろ考えて、自分の子供にはこの幼稚園がいいのかということを考えて入れた。だから、今回それぞれの幼稚園を廃園になるという話が出ているにもかかわらず選んでくださった方々には、せ

ひ最後まで、その幼稚園を卒業してよかったと思えるような対応をしていただけたらと思う。

外松委員がおっしゃったように、最終的に単学年になってしまったときには、必ずほかの幼稚園や保育園や、そういうところとの交流を図って、子供たちには教育的な配慮を、単学年にならなかったときと同じぐらいという行き過ぎかもしれないが、なるべく平常どおりというのか、そういったことを保てるように、そして最後、笑顔で子供たちが卒業できる、そういった配慮をしていただけたらと思う。

以上である。

教育長

今、安藤委員おっしゃったのは、全くそのとおりであり、今回私も、どのぐらいの応募があるか大変心配をしていた。しかしながら、応募については、あかねについては、ほとんど例年並み、わかばについては、若干減ったが、一定の人数を応募していただいたということは、これはやはりあかねにしる、わかばにしる、これまでやってきた幼稚園の教育というものがしっかりと保護者の皆さん方に支持をされて、そしてその幼稚園を選んでいただいたということは、私としては大変ありがたいとも思うし、また逆に、だからこそ責任があるわけである。

だから、これについては、今回の適正配置については、24年度に入園されたお子さんについては、卒園まではしっかりとその園で教育させていただくことが今回の仕組みだから、それはやはり、今、安藤委員がおっしゃった、また先ほど外松委員がおっしゃったように、子供たちにその園を選んでいただいたことの責任のあらわれとしては、逆に果たさなければならぬということであるので、しっかりとした教育をさせていただいて、そして、まさにこの園で卒園してよかったと思っただけのような教育環境を含めた整備に努めてまいりたいと思っている。

委員長

ほかにあるか。

天沼委員

資料でいただいた20年度からの子供たちの定員状況だけれども、年々減少しているということで、少子化がますます進んできて、今後、特に何か予定がなければ子供たちが増加する見込みはないということなので、じり貧と言ってもいい状況で、単学級もしくは2学級になれるかというぐらいの程度だと思うので、やはり幼児教育の環境としては少々適さなくなりつつあるという印象を私も持っている。

したがって、この数値だけで追っていくならば、やはりどこか廃園せざるを得ない。もう少しこれを集めて、小学校で言えば運動会などで幾つかのクラスが対抗できるような環境ができたほうが、もちろん子供にとっても園にとっても活気があって、楽しい幼稚園生活が送れるのではないかと思うので、そう考えるとやむを得ないのかと。ろうそくを真ん中にして、みんなで消えていくのを待つような、山間僻地でもあるまいしという感じで、やっぱりいずれはそういう状況になるのであれば、どこかで見切りをつける

ほかないのかと、教育長のお言葉から改めてそう思った。ちょっと厳しい、いろいろ私立の幼稚園との制度の違いもあるだろうし、この地域に区立の幼稚園が幾つか集まっている状況も確かにあるのではないかと思う。

陳情の方々の気持ちもほんとに、いい幼稚園環境を残していただきたいというお気持ちもわかるが、数値ではわからないと言われるかもしれないけれども、非常に厳しいという感じが、手を打たなければならない状況にあるのかという感じがする。手を打った上で、よい環境を残していく。今のお話のように、教育的ないろいろな働きかけをどんどんしていくということが、この地域の環境を生かしながら、ご父兄の方々のニーズやまた保護者の方々の連携、それから先生方のこういった状況でのふさわしい養育、保育のあり方の研修も含めて、いろいろな策を講じていていただきたいと考えているところである。

以上である。

委員長

ほかにあるか。よろしいか。

私も、先ほどの教育長のご説明にあったように、4園を2園にしなければならない状況の中で、どこの園を廃園にして、どこを残すのかというのは大変難しい問題ではあるけれども、例えば別の選択をしたときに、またその理由があって、閉園になるほうの当事者の方々がいろいろな思いをおっしゃってこられて、そうでないところはあまりご意見はないという形は、どこを選んだにしてもあるのもちょっとわかるような気がして、そのときは客観的な立場のところをきちんと判断していかなければいけないと考えている。

私もこれを見て、どんな数字が出て、10人未満のところが出てしまったら大変だとか、または抽選になってしまったら大変だと実は思っていたが、わかば幼稚園に関しては、このように人数が若干減っていると思うが、ほかのところは大体昨年と同じような状況が見られるということは、保護者の方々も、一定の理解を示していただきながら、苦しい事情もありつつもこのような選択をされているのかと、この表を見たときに判断させていただいている。

現在もまだ、私立幼稚園が11月に入園の申し込みの期間になっているということもあったり、住民の方の説明等が今も進行中ということであるので、本日のところは継続ということによろしいか。

いいだろうか。

天沼委員

今日はこんなところでよろしいと思う。

委員長

それでは、この陳情第18号については「継続」としたいと思う。

(5) 平成23年陳情第19号 都市計画道路に伴い大泉第二中学校が直面している問題に関する

陳情書

- (6) 平成23年陳情第20号 子供たちを放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書

委員長

次に、本日新たに2件の陳情が提出されている。平成23年陳情第19号 都市計画道路に伴い大泉第二中学校が直面している問題に関する陳情書。平成23年陳情第20号 子供たちを放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書。

この2件の陳情案件について、事務局より願います。

事務局

陳情を読み上げさせていただきます。

陳情第19号 読み上げ

陳情理由、参考資料等についてはお目通し願う。

陳情第20号 読み上げ

理由についてはお目通し願う。

以上である。

委員長

では、これらの陳情については、本日は読み上げのみとし、次回以降、審議したいと思うがよろしいか。

委員一同

はい。

委員長

それでは、平成23年陳情第19号、20号については「継続」とする。

- (1) 区立幼稚園の適正配置について〔継続審議〕

委員長

次に協議案件である。区立幼稚園の適正配置について。

この協議案件については、先ほどの陳情案件とあわせて「継続」とする。

- (2) 練馬区教育振興基本計画の策定について〔継続審議〕

委員長

では、次の協議案件である。練馬区教育振興基本計画の策定について。

この協議案件については、懇談会の検討結果などを受けて協議を進めてまいりたいと考えている。したがって、本日は継続としたいと思うがよろしいか。

委員一同

はい。

委員長

では、この協議案件については「継続」とする。

(3) 組織改正について〔継続審議〕

委員長

次の協議案件である。組織改正について。

この協議案件については、児童青少年部の事業について説明を受けるため、本日、子育て支援課長に出席をお願いしている。では、ご着席いただきたいと思う。資料の説明をお願いします。

庶務課長

資料に基づき説明

子育て支援課長

資料に基づき説明

委員長

お二人の方からご説明いただいた。庶務課長の説明にあったとおり、組織改正に係る事案について、区長より正式な協議の依頼があった。組織改正についてはこれまでも審議を重ねてまいったので、これまでの経過を踏まえて、回答期限11月15日ということで、結論を出すように審議を続けてまいりたいと思う。

では、本日は子育て支援課長によりご説明があったので、児童青少年部の事業に関する部分を中心に審議を進めてまいりたいと思う。各委員のご意見、ご質問をお願いします。

天沼委員

この参考資料を読んできたが、ほんとに範囲が広くて、人手もたくさんかかると思った。でも、例えば子ども家庭支援センターが占める、これからの子育ての役目と申すか、使命は非常に大切ななということ、これを読んで痛感した。

ほんとにこのとおり進めるならば、かなりの支援ができるかと思うが、先ほどの説明の中の、やはりまだまだ保育園の待機児があったり、学童クラブのほうにも待機児があるということで、これは早いうちに解消できるように進めていただかなければならないと思う。

1つ、これから大きな力が発揮されるのではないかとということで、保育園のほうの設置は、区立に関しては平成19年からずっと60園ということで、変化がない。だから新たに保育園の増設、新設はあまり期待できそうにないなと思ったのだが、ただ一方で、わずかずつだが認定こども園のほうに期待が持てそうだなということなんだけれども、

私立のほうもかなりそちらのほうで進めているようだが、今後、認定こども園を設置するのはどういった審査と申すか、あるいは練馬区でそれを置くことが可能な場所とか、きっと、そういう施設がちゃんと整っていたり、担当者がいたりということがある種の審査基準になってくるのだらうと思うんだけど、その辺のところ、どのくらいまで事務局としては把握しておられるのだらうか。ちょっとお聞きしたいと思う。

学務課長

認定こども園ということで、現在、練馬区では私立幼稚園が3園、認定こども園ということになっているけれども、国の定めた認定こども園の基準は非常にハードルが高いところがある。

保育と幼稚園は、それぞれ施設の規模だとか、そういった決まりがあるけれども、例えば園庭について、幼稚園は一定程度規模が必要であるが、保育園はそれほど、近隣等に公園があればいいとかいったところで緩和されていたりとか、例えばゼロ歳、1歳、2歳を認定こども園で預かろうとすると、やはり自施設内で給食をしなければいけないとか、いろいろハードルが高くて、現在、練馬区にある認定こども園の3園は、基本的にどちらも幼稚園型で、1園のみ認可外保育所を併設ということで2歳児から受け入れているが、あとの2園は3歳、4歳、5歳というところがある。

認定こども園にしたいんだがというご相談を私立幼稚園のほうから受けることもあって、それは保育課のほうが窓口になっているし、私ども学務課もご相談に乗ったりするのだが、施設面の改修等、非常に負担が大きいところがあって、なかなか認定こども園が増えていない状況がある。

現在、他区だと、国による認定こども園ではなくて、区独自のこども園等で保育園と幼稚園を一緒にやって、幼児教育をすると同時に保育の需要にもこたえていくという形で、それぞれ進めているところもある。現時点では、こども園についてはなかなか難しい課題がたくさんあるという状況である。

天沼委員

ありがとう。

子育て支援課長

1点だけご説明を。先ほど区立保育園が増えないという話であったけれども、今、待機児解消ということで保育園を増やしている。ただ、やはり効率的な運営という観点から区立というよりも、私立の認可保育所を積極的に誘致等を図っているところである。

平成22年度については5園の私立認可保育所が設置されて、また、本年度についても来年の4月に向けて8園の保育園が開設するように準備を整えている。こういう状況にある。以上である。

外松委員

こうやってお話を伺っていたり、資料を見せていただいたりしていると、こちらに移ってくる子育て支援課と保育課のお仕事、いかにすごい範囲に及んでいるかを痛切に

感じる。

先ほど報告いただいたように、ゼロ歳から3歳ぐらいまでの、一番預けて働きたいんだけど、なかなか預かってくれる場所がないという現状があるというお話を伺った。確かに、ほんとにそのとおりだと思う。今、課長が言ってくださった、認定こども園が3園あるけれども、やはりそのうちの2園が3歳から5歳をやっているということで、どうしても、それよりもっと下の子供たちを預かる場所をつくっていかなくてはならないという現状があるかと思う。

そうすると、現実的なことをお伺いすると、そういう幼い乳幼児を受け入れている場所は、現在のところ、保育園以外だと認証保育所というふうになると考えてよろしいだろうか。

子育て支援課長

いわゆる認可の保育所だけではなくて、認可外の保育施設にも、区としても積極的に整備を進めているところである。その1つが、今、委員からお話があった認証保育所ということで、これについても区としては積極的に整備を進めている。

それから、それだけではなく、保育士とか家庭福祉員（保育ママ）さんとか、駅型グループ保育室、練馬型グループ保育室ということで、さまざまな資源を活用して、お子さんを、待機児がないようにお預かりするような施策を総合的に進めているところである。

ただ、先ほど申し上げたとおり、昨年も603、定員を増やしたにもかかわらず、まだ増えているという状況があって、ただほかの自治体でも、ある程度つくって、鎮静化はしてきたということもある。これからは推移を見ながら、区としても取り組みは弱めてはまいらないけれども、状況を見ながら、さまざまな方策を考えていくということである。

天沼委員

今の保育園を補完する制度なのであるけれども、保育園の場合は保育士さんというちゃんとした資格を得て、保育の知識を持ってやっていらっしゃる方、携わっていらっしゃる方だったと思うが、この1番から6番、認証保育所から家庭福祉員であるとか、駅型グループ保育室とか、いろいろ補完する制度が紹介されているけれども、ここで携わっている方々は、そういった保育士の資格を持つなり、何か保育に関して資格などをお持ちになって、携わっていらっしゃる方なのか。

子育て支援課長

特に認証保育所については、そういう資格の面では、基本的には認可保育所と変わらないという状況である。それから、そのほかの補完する制度についても、基本的には有資格者による対応ということで事業を展開されているところである。

天沼委員

保育士だった方が何らかの都合で保育園を退園された、その後しばらくしてまた仕事

につかれるという方、ある一定のプールがあるかと思うのであるけれども、そういった方々のリストなど、区のほうでは少しリストアップしておいて、広げるのであれば、そういった人材を活用していくということも考えなくてはいけないと思う。であるので、新しくそういった保育所を開設するという、マンションの一室を使ってなどでもいろいろあると思うけれども、そういうお手伝いなども一応考えていらっしゃると思うけれども、その辺のところはいかがか。

子育て支援課長

区内にお住まいの方で、保育士の資格をお持ちになっておられるような方のリストというのは、直接持っているわけではないけれども、家庭福祉員の名簿などで、そういう方の名簿等は一定程度把握しているところである。

それから、どうしても、マンションの一室を活用したそういうところで、家庭福祉員さんたちが集団で多くの人数を見るということで、駅型グループ保育室などの整備もしている。こんなことを、区としては相談に乗りながら、なるべく多くのお子さんを見られるような取り組みを進めている、こんな状況である。

天沼委員

それともう一つ。待機児を抱えていらっしゃるご家庭への働きかけというか、多分、ご自宅のほうで面倒を見ていらっしゃるかと思うけれども、区のほうからそちらのほうに出向いて、何か指導されるなり、支援されるなりといったことはなさっているのか。

子育て支援課長

詳細のところは十分把握できていないので大変恐縮であるが、現在、子ども家庭支援センター等の相談窓口にいるいろいろな形でご相談をいただいているところである。そういうところに関しては、積極的に私立等のご案内をさせていただいているところである。保育園に入りたいのであるが、今は入れなくて困っているということを個々にお伺いして、ニーズ把握というところまでは行ってないのかと思っている。

天沼委員

ありがとう。それからそれに関連して、虐待のことであるけれども、母子とかの間で虐待というのは外からは見えにくいものである。最近はネグレクトが増えてきているということはニュースなどで伝えられているところであるけれども、練馬区としては、そういった問題に対応して、母子自立支援員であるとか、婦人相談員とか家庭相談員といった方々が何らかの情報を得て、そういうご家庭にかかわっていくということになるのか。あるいは、ほかの仕組みによって、そういった児童虐待などの相談とかを受けた場合、あるいは周囲からの情報をキャッチされたような場合は、どういう形で練馬区の場合はかかわっていくことになるのか。

子育て支援課長

児童虐待、ここのところほんとうに急増しているという状況である。特に、昨年度あ

たりは新聞報道でも結構出たので、市民の皆さんの意識も非常に高まっているということで、いわゆる泣き声通報等を含めて、さまざまな通報が寄せられているところである。

まず、子ども家庭支援センターのほうで、虐待等があったらこの番号に通報してくださいという番号を区民の皆さんに広く通知をしているので、そういうところで結構情報が入ってきている。それを受けて、区の職員のほうで現地調査に行き、そのお宅の状況を把握したり、いろいろなお話を聞きながら対応策を練っているところである。

それから、お子さんに関する機関としてさまざまなところがある。これは保健所であったり、福祉事務所であったり、当然学校もある。そういう方々と協議をして対応する場として、要保護児童対策地域協議会というのが区のほうで、いわゆる4層構造の協議体として設置している。そういう関係者にそういうお声が入ってきた場合には、練馬子ども家庭支援センターのほうで整理をして、関係者による協議を行い、必要な支援をしていく、こんなことで取り組みを進めていっているところである。

以上である。

天沼委員

どうもありがとう。

安藤委員

保育園の定員であるけれども、待機児童が提示してあって、その下に認証保育所と家庭福祉員。これは、待機児童はこの中に入っていないのか。つまりこの表の見方があまりよくわからないのであるが、待機児童というのは、申し込んでいて、区立保育園に入れない子供たちのことだと思うのであるけれども、その方々と、今、認証保育所、家庭福祉員、駅型云々という補完する制度の中にその方々が入っているのか、全く救われていないのか。また、下の補完する制度のところ、こういった待機児童の子供たちをもっと救うというのか、いわゆる補完していくことができるのかというのか、うまく説明できないが、そういうのは可能なのか。

というのは、委託等が進行している中で、これ以上、区立の保育園は多分増えないのではないかというのが私の印象なのであるが、では私立の保育園を増やすという、私立の保育園を増やす中で、区がどうやってバックアップしていけるのか。また、私立の保育園、事業者が事業として区内でやっていこうと思っているところに区が援助するのか、それとも区がやろうとしているところに私立の事業者を引っ張ってこようとするのか、主導権というのか、そういったところがこの表からは私は読み取れないのである。

今、2つ質問があるのであるが、どういった方向に行こうとしているのかというのが1つと、それから待機児童解消のために、補完するシステムというのがどの程度充実させられているかということをお願いしたい。

子育て支援課長

まず、待機児の考え方ということであるけれども、基本的には保育園への入園希望者、母数があって、そのうち今言った認証保育所とか保育室とか、いわゆる認可外の保育施設

設に入っている方を除いた数というのが基本になる。であるから、認可外の保育施設に
いる方でも保育園にどうしても入りたいという方については、実はその数には入ってい
ないというのがある。

それから、私立保育園の整備に関してであるけれども、これについては、国のほうの
補助金、それから区独自の補助金があって、基本的には設置を進めている。基本的には、
民間の事業者さんがつくりたいというところに、その補助制度があるということでご案
内をしてつくってもらうのと、実はもう一方で、区のほうで、今後まだ活用がなされて
いない区有地が若干あるので、そういうところにもその土地をお貸して保育園を建て
ていただくということでの二本立てで、私立保育所の誘致を図っているという状況であ
る。

安藤委員

ありがとう。

委員長

ほかにあるか。

天沼委員

全国的に、マスコミではあまり取り上げられていないのであるが、文部科学省の21
年、ホームページでは22年だったと思うのであるけれども、暴力であるとか不登校、
いろいろ増えている。特に暴力問題は、練馬区でもつい先ほど報道されたけれども、そ
ういった子供たちの働きかけ、それまでの、学校はもちろんであるけれども、非行であ
るとか薬物乱用も含めて、そういう取り組みというのは、具体的に学校、あるいはそれ
以外のところで、どういう形で実際は行われているのか。

教育指導課長

学校教育に関することかというと、こういう非行とか、そういった問題については、学
校と教育委員会と警察も入った連絡会というのを定期的にやっていて、そういった中で
情報を得ながら、これは実際の家庭教育の問題もかなり絡んでくる問題が見られるので、
そういったところで対策を協議しているということが実態である。

あと、当然、家庭教育への啓発という部分においては、学校教育の中で、さまざまな、
学校におけるPTAの活動とか、そういったものを通して非行問題を考える勉強会みた
いなものを設ける、そのような状況である。

委員長

子育て支援課長はいかがか。

子育て支援課長

子ども家庭支援センターについて、直接そこに関与するということではないのである
けれども、基本的にはうちのほうで情報を児童相談所に上げて、児童相談所が適切な対

応を図っている。その情報提供については私どもにもいただいて、必要な情報共有をさせていただく。指導課長とは別にこちらのラインでいくと、児相が主体的には取り組んでいるという状況である。

今後の話であるけれども、今、児童相談所を区に移管しようということも、一部では検討として進んでいる、こんな状況である。

天沼委員

今の最後のところ、よく意味がわからないのであるけれども、区に移管するということか。

子育て支援課長

東京都と区のほうで、事務の移管についてはいろいろとこれまでも協議があって、清掃事業なんかも区に移管されたような経緯があるので、一定の流れで、児童相談所については特別区のほうに移管するという基本的な合意が、実は東京都と特別区の間でできている。では具体的にどう進めるのかということで、今のところ動いていないのであるけれども、今年度あたりから、東京都、特別区のほうでそれについて具体的にどういふうに進めるかという協議をこれから進めていく、こんな状況である。

練馬区としては、特に虐待問題の総合的な取り組みの視点からすると、やはり児童相談所機能が練馬区にあるといいなと考えているので、そういう点から働きかけを行っている、こんな状況である。

安藤委員

今、児童相談所の話が出たので、前の資料、資料3の中に児童虐待等々と書いてあるところで、いわゆる福祉、法律的にも教育的にも福祉の部分に入る部分を今、教育委員会に移管しようとしているのであるけれども、そういった部分は、都や国とのかかわり等で、教育委員会に福祉部門を移管することで不都合が生じることがないのか。

委員長

いかがか。

子育て支援課長

確かに虐待問題については、特に福祉、それから保健の分野との連携というのは非常に重要な問題だと思う。今もいろいろやっている。一方で、先ほど申し上げたとおり、虐待児の6割が小中学生という部分で、実は学校との連携というのも非常に重要だということで、虐待問題というのはどこかに偏るということではなくて、総合的な取り組みが必要だと私どもは考えている。

そういった観点から、要保護児童対策地域協議会という、この組織とは別に、強固な連携組織を持っているので、これで取り組みを進めていく。であるから、事務局の子ども家庭支援センターが区長部局にあるうが、教育委員会にあるうが、この機能は基本的には変わらないかと思っている。

ただ、ちょっと組織が離れると連携が弱くなりがちではないかというご心配をいただくので、そこについてはこれまでどおりにきちんと連携をとるようにしていきたいし、さらに今度教育委員会に入ることによって、小中学校との連携もさらに深めていくということで、機能を、できれば充実の方向で取り組んでいきたいと考えている。

安藤委員

区内では多分問題がないと思う。そのほうが都合がいいからそうしている。ただ、都であつたりとか国とか、上の行政に行ったときにその関係というか、そこで不都合が生じないのかというのが懸念されるのであるが、その辺はいかがか。

子育て支援課長

基本的には、特に虐待問題に関しては、子ども家庭支援センターが一義的な役割を担っている。その中で、重症度が高いものとか緊急度が高いものは、東京都の児童相談所が対応している。この対応については、基本的にルールが決まっている、これはどの組織へ行こうと役割は全く変わらないと考えている。

安藤委員

ありがとう。

委員長

教育長、どうぞ。

教育長

児童青少年部の仕事は、文部科学省ではなくてほとんど厚生労働省ラインである。そういうのをずっと見て、本来、極めて福祉的な要素が強いということで、今まで練馬区でも福祉部のほうにあった、今、健康福祉事業本部の中にあるくらいであるから、本来であれば福祉との結びつきが強い部門がいよいよ教育委員会に来るということである。

これは、どっちとくっつけたほうがいいのか、いわゆる福祉についたほうがいいのか、教育のほうについたほうがいいのかというのは、これはさんざん今までやってきて、お話をさせていただいたと思う。これは、なかなか判断は難しいところがあるので、やってみないとわからない部分も正直言っているところであるけれども、ただ、今、虐待の話をする、6割近いのが小中学生だということもあって、より学校との結びつきを強くすべきだということで、教育委員会ということで整理をした。

逆に、障害児の関係については発達支援センターが新しくできるけれども、これも教育委員会に持ってくるという意見もあった。これについては、さすがに障害のある子供たちのケアの問題については、むしろ一生を通じてのケアだろうということで、逆に福祉のほうに残すというか、福祉のほうでやるということにした。

であるから、どっちにしてもスパンとなかなか切れないのである。であるから、我々としても、教育委員会に来たからといって、福祉の分野と全く疎遠になるかということ、そんなことしたら、かえって子供たちにとってみればよくないことであるので、教育委

員会に来たら、逆に言うと、今まで以上に福祉との連携を強めていくという、そのことはしっかりとやっていかなければ、子供たちのためにはならないと思う。

それはそれとして、今、木村課長から説明をるるいただいたけれども、大変重たい課題がいっぱいある児童青少年部の仕事がいよいよ教育委員会のほうに来るということで、まさに教育委員会から教育長に再委任されるということであるので、そういう意味では教育長として、事務局の中で仕事をしていくという流れになると思う。

もちろん5人の合議制の教育委員会の中でも重要案件、あるいは陳情が上がってきた場合にはこの場で審議していただかなくてはいけないということにもなるかと思うので、しっかりと子供と子育ての部分と青少年の部分と放課後の部分というのは、我々としてもしっかりと勉強して事に当たっていかなくてはならないかと思う。

いずれにしても、教育委員会に来ることで、こんなところが変わったねとか、こういうことが子供にとってよかったねという形にしなければ意味がないわけであるので、そういう意味ではさまざまなご意見をいただきながら、事務局としてもしっかりと担っていきたいと、こんなふうに思っているところである。引き続きよろしく願います。

安藤委員

乳幼児期から青少年に至る子供たちの継続的な支援というのは、ずっと教育委員会でできたらいいと話していたというのは聞いていて、今、保育園であったりとか、小中学生の話が出たのであるが、青年期にかかっても、特に中学校まで、公立であるけれども、中学校にいる間というのは、いろいろな意味で私たちの目が行き届いているというか、いろいろなケアができるというところがあるのであるが、中学校を卒業してしまうと、ほんとうに、例えばひきこもりになってしまったり、中学校の間、不登校だった子供たちがどこへ行ってしまったかわからなくなってしまって、なかなか救えない部分があるという話も聞いているので、教育委員会のほうで、移管されて、青年期までかわり合いが持てるというのは、私はとてもいいことだと思うので、もちろん保育園は大事だと思うけれども、ぜひ青年期のほうもしっかりとお願いできたらと思う。

教育長

青年期の行政のかかわり方というのは、今までばらばらであった。生涯学習部は生涯学習部で、先ほど、若者スタート事業をやっているし、児童青少年部の青少年課というところでは、さまざまな青少年向けの事業を行っていた。そのほか、区長部局でも青少年に向けた、例えば就労の支援であったら経済課というところで就労をやる。さまざまばらばらであったのを、それこそ、青少年の1人の人間にとってみれば、心配事だとかいろいろな悩みだとか、そういうものを一元化して解決してあげるという、逆に言うと、行政として一元的に支援をしてあげるという、その仕組みは今回、やっとできつつあるのかと思っていて、就労支援にしても、ひきこもりみたいなことであっても、また自立支援であっても、そういうのはトータルで今回、教育委員会に来た暁には、青少年課というところが担うと思うのであるけれども、そういうところで、今までばらばらであったものを統合的にやっていく。

国のほうでも青年期に対する支援事業というのは、法律で子ども・若者育成支援推進

法というのができて、これからまさに具体的な事業展開を、どういうふうにしていったら一番困っている若い人たちに対して手を差し伸べることができるのか、どんなことをすれば一番有効なのかということ、東京都なり、各市区町村におろしてくるはずになる。それをしっかりと受けとめて、新しい国の事業を我々基礎的な自治体がしっかりと現場を見ながら現在の事業に生かしていくには、まさにいいタイミングというか、いい機会、ある意味、いいタイミングで今回1つになるという気がする。今、安藤委員がおっしゃったように、教育委員会として、こういうことが新しく始まったということが表にわかるようにぜひやっていきたいと、これも1つ大きな目玉になるかとは思っている。

外松委員

今に関連してなんであるけれども、どうしても不登校が、小学校から始まって、そして残念なことに、中学生になって少しずつ増えてきてしまっていて、不登校の子が卒業した後、ひきこもりという感じになっているというのが現状だと思う。そういうひきこもってしまった若者に対して、区としてもかかわっていくとなると、それは具体的には人がかかわることになるかと思う。であるから、ある程度人数も必要になるであろうし、青少年とスタッフ側の相性とか、具体的にはそういうことも関連してくるから、なかなか難しいとは思いますが、ある程度心を開けるような間柄になれば、なるべくならそれが維持していけるような方法を、これから先は具体的に事業がスタートしたら、その辺も視野に入れていただいたり、どうしてもやむを得ず人がかわるときは、その辺の引き継ぎもしっかりとやって、未来ある大切な若者たちが、何とかそういうニート、ひきこもりから、先ほど教育長の、将来の就労へとつなげていきたいとお話しされていたけれども、それはほんとうに皆さんの共通した願いだと思う。そういうふうになっていけるような道筋を、ほんとうにこれからだと思うけれども、スタートしたら、ちょっとそういう人のところにも目を配っていただいて、よりいい方向に持っていきたいと思うので、よろしく願います。

委員長

ほかにあるか。よろしいか。

前回までの教育委員会においても、子供に関する施策を一体的、総合的にすることは大変望ましいということで、組織名の段階でいろいろ分けたり集めたりということをしてまいったけれども、現実には今日このような事業の細かい部分を目にすると、ほんとうにたくさんの課題があるのだなということを改めて思った。課題がわかると同時に、一体化、総合的にしていく方向が、こういうことを解決していく1つのすべなのであるということ、私だけではなく、改めて皆さんも認識されたのではないかと考えている。

この件については、今後もなお継続審議をしまいたいと思うので、今日のところは継続としたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

委員長

ありがとう。子育て支援課長にはわざわざお越しいたいてありがとう。

- 子育て支援課長退室

(4) 平成23年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕

委員長

それでは次の協議案件である。平成23年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について。

では、資料が提出されているので説明をお願いします。

庶務課長

資料に基づき説明

委員長

ただいま説明あったように、本年度も全般に関する事務の点検・評価と、特定の分野に関する点検・評価を行ってまいりたいと思う。今日は、全般に関する点検・評価へのご意見、ご質問を伺った後、特定のテーマを決めてまいりたいと思うので、よろしくお願ひする。

まず、全般に関する点検・評価について、ご意見、ご質問をお願いします。

前回もご提案いただいているので、よろしいか。

委員一同

はい。

委員長

それでは、特定のテーマについて、まず進めたいと思うので、ご意見をお願いしたい。

安藤委員

前回の教育委員会のために、特定のテーマを取り上げてという提案があったので考えたもので、この4つの中に入っていないが、小中連携は今、いろいろなグループを作り研究していると説明いただいた。今、研究の段階かと思うが、いつごろ結果が出るのか。もしそれがここでできれば、私は小中連携の検証というのはよろしいかと思うが、いかがか。

新しい学校づくり担当課長

小中一貫連携教育の研究グループ、今年度から2年間の研究期間ということで、研究10グループ22校に始めていただいている。来年度に、できれば11月前後あたりに

研究の成果の発表という形で一定のまとめというか、10グループのものを、何らかの形で発表の場をつくりたいということで、今年度、初年度であるので、それぞれのグループもいろいろ試行錯誤している段階で、グループによっては今までの研究実績があるので、一定に進むべきというところもあるし、現状としての実績は、交流とかはしていますが、特に連携がないところは、まず初年度ということで、職員の交流的な部分でなくて、意見交換的な部分を中心に今年度やっているところもあるので、そういう面では、今すぐこんな形でというものは現時点ではないということになる。

委員長

ありがとう。今年度の検証は難しいようである。

安藤委員

はい。失礼した。

天沼委員

今後の楽しみである。

委員長

ほかの方、ご意見いかがか。

天沼委員

2番、3番、4番の中で、区の独自性というか、そういう点で特にこの中でもすぐれているというか、出ていると言われるものはどれか。

総合教育センター所長

不登校で言うと、練馬区独自の取り組みとしては、学校へ心のふれあい相談員の配置というのはある。

また、適応指導教室というのは、全国自治体に結構あるが、練馬区で預かっている子供の数というのは23区の中でも非常に突出をしていて、適応指導教室はあるということは23区共通であるが、練馬区としてかなりの不登校の児童がそこに通っているという実績はある。

生涯学習課長

の学校応援団に関することである。学校応援団という名称の組織をつくってやっているほかの区は、江戸川区とかほかにもあるが、地域の方を中心に全校に配置をして設置して、放課後のひろば事業をはじめ、開放事業、それらを統括しているという形は、今、練馬型の学校応援団というか、そういったものになっている。

この学校応援団に関しては、前年度に全校に設置して、今年度に全部のひろば事業が開始できるという状況である。

先ほど、子育て支援課長からもお話があったが、教育委員会のほうで一体となって学

童クラブ等の待機の解消につながるべく、これについては放課後子どもプランという中で今現在も検討をずっと続けてきているという状況である。

第2次放課後子どもプランについては来年度までということで、24年度までの計画で実施しているので、この辺がちょうど中間年というときに当たっている状況である。

以上である。

光が丘図書館長

の図書館と学校図書館の連携という中で、平成21年度から南田中図書館の指定管理を運用する際に、学校支援モデル事業という図書館の職員を学校図書館に派遣をして、整備であるとか学習支援、図書の資料購入等に対する助言等を行ってきた。3年目を迎えて、こちらの事業についてはかなり高い評価を得ており、今後こういう形で引き続き学校図書館に職員を派遣したいと考えており、来年度は3館の図書館の指定管理をするが、その3館について同じような形で、その指定管理者から学校図書館に職員を配置していこうということで今進めている。

人的配置については、教育指導課のほうでも管理員ということで派遣をしており、来年度については、管理員と、図書館で配置をしているのは支援員というふうに名称を分けているが、仕様の内容については一本化していこうということで今進めている。

今後、99校にどのような形で配置をしていこうということで今調整を進めているところであるが、こうした形は各自自治体いろいろ工夫をして行っているが、非常勤の配置であるとか、あとはまたボランティアの活用とかあるが、図書館から直接支援員を配置するということは新しい試みであるというふうには考えている。

以上である。

委員長

質問させてほしい。1番の「基礎体力の向上に関すること」というのは、学校教育だけに限っているのか、スポーツ振興課等の分野も含めてなのかというふうに思ったのであるが、提案はどうか。

教育指導課長

昨年度から出させていたいただいたのは、学校教育の分野だけの話だったと思う。

委員長

今年度であったか、たしか体力という文言を練馬区の教育目標の中に挿入したかと思うので、それはあまりにも当たり前かと思うが、去年、学力で大変かとは思っていたが、学校教育にかかわらず、スポーツ振興課等でも行っているところでの体力テストみたいなものがもしあれば、数値的なものが出てくることもあるのかなとか、少し学校教育だけに限らなくてもいいのかということのを思いつつ、1番はどうかというふうに考えていたのであるが。

天沼委員

私も2番、3番、4番は初めてであったというつもりで1番を除いて質問したが、データが前に体力テストの結果が出されていた。そういう意味では、蓄積がこれまでであるのかという気がする。前年度提案をされた、候補として挙げたものであったので、これでいいかと思う。

委員長

ほかの方、いかがか。

教育長

事務局の立場で。4つ挙げさせていただいたのは、それぞれ思いがあることはある。1番については基礎体力ということで、前회가学力で、まさに知・徳・体バランスのとれた子供を育てていくというのが名目の教育みたいな部分もあるし、体力向上の問題についても、やはり一度このままでいいのかなのかどうか検証してみる必要があるのか。ただ、資料としてなかなか出しづらいところも実はあるが、区の点検評価ができなくはないだろうということで挙げさせていただいた。

スポーツ振興課の分野まで広げることは難しいかと思っているのは、どれほど資料として調べられるかという部分もあるし、来年度以降、区長部局に移るわけである。そういう意味では、点検評価はできるが、次につなげていくというのはないので、そういう意味では、学校教育の中での体力でやってみるのもおもしろいのかなと思って出した。

2番目の不登校については、ご承知のとおり、練馬の中学校が若干増えたということがあって、ただ、いろいろとやっているのである。今、総合教育センター所長から話があったように、さまざまな対策は練っているが、やはり、結果は結果として重く受けとめなければならないわけであるので、そここのところでは一定の点検で評価を行って、次にどういう手が出るのか、各委員の評価を待つということも1つ選択肢としてあるかなということで2番目は入れた。

3点目は、学校応援団。これはまさに子供たちの居場所づくりということで、学童クラブとの関係性ということで、まさに来年度以降の組織の統合があるわけである。児童青少年部が来るわけである。それに向けて、子供たちにとって学童クラブの子もいれば、ひろば事業の子もある。ひろば事業は夏休みはやっていないし、まだ週に2回しかやっていないところもあるということで、ひろば事業として、もし放課後の居場所としての役割を担っていくには、やっぱりもう一段変えていかなくてはいい部分がある。

ただ、あくまでもこの応援団というのは、地域の人たちのボランティア的な精神でやってもらっているので、どうしても限界がある。そここのところをどう突破していくかというところの課題については、やはり点検と評価を行った上で、来年度はさらに学童クラブが教育委員会に来るので、それとのうまいコラボレーションを完成させていくという意味では、ここでやってみてもいいのかなということで3点目は挙げさせていただいた。

4点目は、図書館の問題については、本来であれば生涯学習事業ということで区長部局へという意見もあったわけであるが、あえて教育委員会に残した。これは、学校教育との密接な連携というものを重視してこうということで残したわけであるので、この学校図書館と区立図書館との連携という問題についても、さらに発展的に事業展開がで

きるような点検評価というものが、ここでタイミングとしてはいいのかということで案として挙げさせていただいた。

この4点が事務局としての案だということで、もちろんこれ以外でも構わないが、一応今、案として項目を挙げさせていただいた趣旨は、今私が申し上げたようなこともあるので、その上でまたご議論いただければと思う。

安藤委員

私は、学校応援団の運営にもかかわっているが、学校応援団というのは、各学校や地域によってものすごくバラつきがあるのが現状なので、これを全体的なこととして評価するというのは難しいのかなという気がする。事業としての評価というのはできるかもしれないが、地域性、学校の施設の問題、条件がそれぞれ全く違った中で、ほんとうに恵まれているところは教室がきちっと確保されて、恵まれていないところは家庭科の授業の合間を縫って家庭科室を使っている。それも週に1回か2回が限界であるということと一緒にして評価するというのはちょっと難しいのかなという印象である。それはまた課題として取り上げていくという方向であれば、またできるのかもしれないが、難しいのかという気がする。

あと、体力は私も賛成である。区長部局のほうへ行ってしまうかもしれないが、最後に教育委員会として、スポーツ振興課でやっていることを。やるのもおもしろいかなと思うが、いかがか。

天沼委員

全国的にも体力低下で、少し持ち直したということで、いろいろな取り組みが全国的に始まっていて、では、練馬区は何をやっているのかということをやっぱり知りたいし、その効果が出てきているということで。

教育指導課長

今、学力、体力という話があった。1つだけ、実は、体力に関する事務の管理等に關していうところで行くと、実は昨年度までは体力調査は区の事業として区の予算ですつとやってきたが、実は東京都が今年度からは全校やるという話になったので、実は今年度からは東京都の事業として調査はやっている。

それから、スポーツ教育推進校というのも都の事業を受けてやっていることなので、区の予算ではないということだけをご承知おきいただければいいかなと思う。

それを受けた体力の取り組みは、学校はどうしているかということはあるが、今年度は、事業としてのものは実は都の事業である。

委員長

体力測定の結果は、あくまでも資料として活用させていただくのかなということで、経年で見ると、区から都に変わるということでちょっと変わってくるんだと思うが、事業そのものということではないので、出していただくことは可能な資料になるのかなと。去年に引き続き、また指導課という形で、どうしても偏りが出てくるかとは思いますが、い

かがか。

天沼委員

ちょっと質問である。そうすると、練馬区独自の事業評価という形ではないのか。例えばデータ1つとってみると、東京都としての行われた事業に対してもし評価するのであれば、それは都の事業評価という形になってしまうかもしれない。

教育指導課長

区の予算をつけて何か取り組んでいるものというのは特にはない。都がやっているものがあるので、それを使って体力調査も今年度は実施している。

それから、では、その点、調査を受けて、体力向上のためにどんなことをするのかということも、東京都自体が体力に課題があるので、東京都自体が力を入れているということがあって、その都の事業を活用してやらせていただいているということである。区としてお金をつけて、体力向上に向けて何かをやっているということにおいては、特にそういう事業というのはいない。今までのデータはある。

安藤委員

それは、昨年度の学力の予算としても同じか。

教育指導課長

データの面についてはそうである。ただ、今年度は区の予算で区の部分もやっている。

それから、学力の場合には、学力向上支援講師という、あれは全く区の独自の予算でやっている取り組みであったので、大いに評価の対象にはなかったのかということはある。

委員長

区の体力向上のための特段の事業は、今のところないということか。

教育指導課長

まさに体力調査が昨年度まで実はそうだった。区として、3年生から中学校3年生までのデータをとって、区として体力の課題を見出して、体力をどうするかということを考えていこうということをやっていたわけである。同じことを今もやっているが、調査自体が都のものになり、その推進校とかというのも都の事業としてやっていくということ。

委員長

昨年も各学校がどのように取り組んでいるかという現状とともに、区の事業という形をあわせて考えていく、評価ししていくというスタイルで、事務事業評価からはちょっとタイプが違うかなというところを前提としながら、昨年の学力は行われたかと思う。今度の体力に関して言うと、それ以前にもっと事業として練馬区独自のものというのはあまり出てこないけれども、これについて各学校の取り組みを中心にやっていくのかな

ということになるかと思うが、それでもあえて1にするか、またはほかのものにするか、ちょっとお考えいただきたいと思う。

天沼委員

私は、基本的な学力の向上ということの取り組みと、もう一つは体力というのは大きいかなと思っていて、学力と体力ということではいいのかなと。今のご説明であると、やっぱり区の独自性を打ち出した事業というのが、学校ごとには行われているかもしれないが、1本筋を通して施策として進めたという点でいうと、ちょっと評価しにくいところがあるかと思う。

先ほど、2、3、4のご説明をいただいたが、そういう見方をすると、4の学校との連携というところで、具体的に南田中図書館でモデル事業を進めているところは、かなりほかの自治体でも行われている中でも、この練馬区の独自性がここでは出てくるのかとも感じた。その区独自性という濃度の問題でわかった。

委員長

外松委員、どうぞ。

外松委員

私は特にこだわらないが、今、指導課長からお話を伺うと、1番は大きな事業評価というところから考えれば、ちょっと違ってきてしまうのかというふうに、残念であるがそういうのは思いがあるので、2、3、4の中でやっていくとしたら4番なのか。それとも、3番に関しては、さっき安藤委員がちょっと危惧の発言を評価に対してしていただいた。現実そのとおりだと思うので、もし3番が、先ほどの説明であると、練馬区以外ではあと中野区くらいだという、事業を立ち上げて、ずっと展開しているのというお話であったから、かなり特色はあると思う。

であるが、ほんとうに不利な条件の中でこの応援団事業を頑張っている学校に関して、ひどい評価が下ったりということがないような評価の観点の仕方というか、そこを工夫して、このひろば事業がどのように進んでいるかということが評価できるなら、3番も対象には入るのかなと思うが、ちょっと定まらなくて申しわけないが、3番をやるとしたらその辺を勘案しなきゃいけないのかという感じには思っている。

外松委員

可能なものがやっぱりいい。評価はしなきゃいけないわけであるから。

天沼委員

そうすると、2番も可能である。そういう意味では、ずっと取り組んでこられたデータもありであるから、すぐ出る。ただ、2番はまだまだ問題もある。どれもそうであるが、解決されてないので継続している。

委員長

そうである。この特定のテーマに関する点検評価を何のためにするのかというか、どういうふうにするのかというあたりを読んでもみると、教育目標、基本方針、長期計画や事業の重要性等を踏まえというふうに書かれているわけである。1番はいいかなと思っていたが、ややそういう部分からすると、読書を、子供たちに力を入れなければいけないというところが、今、教育面でも強く言われている部分なので、4番がいいのかなと私は今考え直したところである。

天沼委員

あえて図書館を残したわけであるから、いいと思う。4番。

安藤委員

私も賛成である。

委員長

それでは、今回のテーマについては、4番の「図書館と学校図書館の連携に関すること」というテーマにしたいと思う。

それでは、全般に関する点検・評価、これは11月21日までが期日ということになっている。大変忙しい、1カ月もないが、皆さんでやっていただきたいと思う。

なお、今回のテーマが決まったので、今、こんな資料が欲しいというのがあれば伺いたい。時間がちょっと回っているので、あとの予定もあるので、それは後ほど事務局のほうにお願いするという形でいいか。

委員一同

はい。

委員長

ということで、どんな資料が必要かということをおっしゃっていただけたらと思う。では、事務局のほうで準備をよろしくお願いしたいと思う。

(1) 教育長報告

平成22年度決算特別委員会における質問項目について

その他

練馬区教育委員会後援名義等使用承認事業について

その他

委員長

教育長報告である。よろしく願います。

教育長

2件ある。よろしく願います。

委員長

報告の1番について願います。

教育長

資料5であるが、お目通しいたいでいると思うので、もし個別にこれはどういうことかということでご質問があったら対応させていただければと思う。

以上である。

委員長

その他の報告はあるか。

庶務課長

その他で、練馬区の教育委員会の後援名義等使用承認事業である。10月の追加分と11月の実施事業分を資料6としてつけてあるので、そちらをお目通しいただければと思う。

委員長

その他の報告あるか。

庶務課長

練馬小学校の放射能の関係で若干ご報告をする。

19日に練馬小学校の学校農園の盛り土から0.6よりも高い放射線が検出され、その砂置き場については、学校周辺の清掃した部分の土砂を堆積している場所があり、練馬区の基準を超える数値が出たので、直ちに立入禁止の措置をし、専門業者による再測定を20日に行った。再測定によっても、やはり0.601という数値が出たので、直ちに当日、20日の午後4時ぐらいから、子供たちが帰った後に区の職員で当該土砂を土の中に埋めるという形での除染をした。

除染した後の土壌からは、0.15から0.16といったところで基準値以内、埋めたところについても0.08から0.09といった形での数値を確認して、当該練馬小学校の処理については対応が完了したところである。

その後の対応であるが、同様のケースがほかの学校にもあるだろうということで、現在、その学校の調査をしている。調査判明次第、同様の形で測定をし、対応していきたいと考えている。

なお、区長部局全体でも、今週、検討部会を開催して、全庁的にどうするかといったことも一応検討していくという運びにはなっている。また、それがはっきりし次第、ご報告をさせていただきたいと思う。

練馬小学校については以上である。

委員長

それでは、この後は授業の視察を行う。視察の終了をもって、第20回教育委員会定例会を終了したいと思うので、よろしく願います。